

大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第23条及び第37条第2項の規定に基づき、大分市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格者の審査の申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認める者については、この限りでない。

- (1) 法第2条第3項に規定する建設業者であること。
- (2) 法第27条の23の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）を受けている者であること。
- (3) 市税を完納している者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。
- (5) 次に掲げる届出を全て行っている者（当該届出の義務がある者に限る。）であること。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(審査の申請手続)

第3条 入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請書のほか、入札参加資格の審査に必要があると認める書類（以下「必要書類」という。）の提出を求めることができる。
- 3 申請書及び必要書類の提出期間は、平成24年を初年とする隔年の2月1日から3月10日までとする。ただし、市長が特に必要があると認める者については、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する提出期間が満了する日後に市長が別に定める期間において、申請書及び必要書類の提出を受け付けるものとする。
- 5 市長は、前2項の規定による提出期間外に提出された申請書については、これを受理しないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(資格の認定及び等級の格付)

第4条 入札参加資格の有無の認定及び等級の格付は、大分県知事が認定した入札参加資格及び格付した等級によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要書類の提出があったときは、当該必要書類を審査し、入札参加資格の有無を認定する。
- 3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格の認定を行わないことができる。
 - (1) 申請書若しくは必要書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実の記

載をしなかったとき。

(2) 審査を行うための実態調査に応じないとき。

(3) 暴力団関係者である等入札参加資格を与える者として適当でないと判断したとき。

(有資格者名簿への登録)

第5条 市長は、前条の規定により入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）を認定したときは、入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録するとともに、その旨を公表するものとする。

(資格及び等級の有効期間)

第6条 入札参加資格及び等級の有効期間は、有資格者名簿に登録した日から当該名簿に登録した日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、当該有効期間中に引き続き次年度及び次々年度分の申請書を提出した者に係る有効期間の期限については、当該申請に係る有資格者名簿に登録した日の前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3項ただし書の規定により申請をした者に係る有効期間は、有資格者名簿に登録した日から当該名簿に登録した日の属する年度の末日までとする。ただし、当該有効期間中に引き続き次年度分の申請書を提出した者に係る有効期間の期限については、当該申請に係る有資格者名簿に登録した日の前日までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第4項の規定により市長が別に定める期間に申請をした者に係る有効期間は、有資格者名簿に登録した日から第1項本文の規定による有効期間が満了する日までとする。ただし、当該有効期間中に引き続き次年度及び次々年度分の申請書を提出した者に係る有効期間の期限については、当該申請に係る有資格者名簿に登録した日の前日までとする。

(審査結果の通知等)

第7条 市長は、有資格者名簿に登録した者については、審査結果の通知を行わないものとする。

2 市長は、第4条第3項の規定により入札参加資格の認定を行わないときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた申請者は、入札参加資格の認定について異議があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に市長に入札参加資格の認定の再審査を請求することができる。

(入札参加者の基準)

第8条 第4条第1項及び第2項の規定により格付された各等級に対する入札に参加させができる基準は、次の表のとおりとする。

| 種類 等級 | 土木工事 | 建築工事 | 電気工事 及び管工事 | ほ装工事 |
|----------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------|----------------------------|
| A | 設計金額 4,000万円以上 | 設計金額 7,000万円以上 | 設計金額 1,000万円以上 | 設計金額 400万円以上 |
| B | 設計金額 2,000万円以上 4,000万円未満 | 設計金額 3,000万円以上 7,000万円未満 | 設計金額 500万円以上 1,000万円未満 | 設計金額 100万円以上 400万円未満 |
| C | 設計金額 800万円以上 2,000万円未満 | 設計金額 1,000万円以上 3,000万円未満 | 設計金額 500万円未満 | 設計金額 100万円未満 |
| D | 設計金額 800万円未満 | 設計金額 1,000万円未満 | | |

(入札参加者の特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同条の基準に定められた等級の直近上位又は直近下位にある者（以下「直近上位者等」という。）を入札に参加させることができる。ただし、B等級に格付された者を直近上位者等として入札に参加させる場合にあっては、設計金額が、土木工事にあっては7,000万円を、建築工事にあっては1億円を、電気工事及び管工事にあっては1,200万円を、舗装工事にあっては800万円を超えることができないものとし、直近上位者等を指名競争入札に参加させる場合にあっては、その数は、当該指名競争入札において指名しようとする総数の10分の4を超えることができないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する工事については、前条の規定にかかわらず、その金額に對応する等級より上位の等級にある者を入札に参加させることができる。

- (1) 災害復旧等で緊急又は短期間に完成する必要がある工事
- (2) 特定の機械を必要とする工事
- (3) 特別な技術を必要とする工事
- (4) 事業計画により、当該年度以降に大規模工事を発注することが予想される工事
- (5) 大規模工事に密接な関連のある小規模工事

3 市長は、特に必要があると認めるときは、当該工事に係る等級の格付又は入札参加資格の有無の認定を受けないものであっても当該工事の入札に参加する資格を与えることができる。

(随意契約の方法による場合の規定の準用)

第10条 前2条の規定は、随意契約の方法による場合の請負者の選定について準用する。この場合において、第8条中「入札参加者」とあるのは「請負者の選定」と、「入札に参加させる」とあるのは「工事を受注する」と、第9条中「入札参加者」とあるのは「請負者の選定」と、同条第1項及び第2項中「を入札に参加させる」とあるのは「と随意契約を締結する」と、同条第3項中「の入札に参加」とあるのは「を受注」とそれぞれ読み替えるものとする。

(資格の認定の取消し等)

第11条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格の認定の取消し若しくは停止又は等級の格下げ（以下「認定の取消し等」という。）をすることができる。

- (1) 法第3条の規定による許可が効力を失ったとき。
- (2) 有効な経営事項審査の結果の通知を受けていないとき。
- (3) 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、暴力団関係者である等有資格者として適当でないことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格の認定の取消し等をしたときは、その旨を当該有資格者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年9月29日から施行し、平成18年度の入札参加資格審査の申請分から適用する。

（大分市建設工事指名競争入札参加資格審査要綱の廃止）

2 大分市建設工事指名競争入札資格審査要綱（昭和52年告示第129号。以下「旧要綱」という。）

は廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際、現に旧要綱の規定に基づき入札参加資格を有している者の当該入札参加資格については、なお従前の例による。

(入札参加者の基準の特例)

4 当分の間、第8条の規定の適用については、同条の表Dの項建築工事の欄中「1, 000万円」とあるのは、「1, 500万円」とする。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年1月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年1月12日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日において、現に大分市建設工事入札参加資格審査要綱第5条に規定する有資格者名簿に登録されている者の当該登録されている入札参加資格及び等級の有効期間は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日において、現に大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する有資格者名簿に登録されている者の入札参加資格は、当該入札参加資格に係る要綱第6条の規定による有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。